

(3) 新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長
(固定資産税)

内 容

特例措置の適用期限を2年延長する(平成16年3月31日まで)。

(参 考)

制度の概要

120㎡相当部分につき

- | | | |
|------------|-----|-----------|
| ・新築住宅 | 3年間 | 税額の1/2を減額 |
| ・新築中高層耐火住宅 | 5年間 | 税額の1/2を減額 |